

認知症施策の推進

令和6年1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、令和6年12月に「認知症施策推進基本計画」が閣議決定されました。これにより、国においては「新しい認知症観」の普及を打ち出し、当事者の声を踏まえた各種の施策を推進していくこととしています。市町村においては、市町村計画の策定が努力義務とされたことから、本市においては、「いみず地域共生プラン」の中間見直しにおいて「射水市認知症施策推進計画」を新たに策定し、認知症の本人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会に向けた取組を総合的・計画的に進めていくこととしています。

射水市認知症施策推進計画について

（基本目標）

安心して暮らせる地域づくり 自分らしく生活できる仕組みづくり



誰もが認知症になり得る中において、市民一人ひとりが認知症への正しい知識を持ち、「認知症は自分にも関係がある『自分ごと』」として考えることが求められています。

認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方（新しい認知症観）を『自分ごと』として理解することで、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

（具体的な取組）

- 施策① 認知症に関する理解促進・本人発信支援
- 施策② 認知症の人とその家族を支える取組の推進
- 施策③ 認知症予防の推進
- 施策④ 早期発見・早期対応を支える体制づくり

■共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

■「新しい認知症観」の考え方

「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という考え方

